

(参考様式2)

### 事前点検シート

ふりがな	みえけん つし	ふりがな	さかきばらちくかつせいかけいかく
計画主体名	三重県 津市	活性化計画名	榊原地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和3年度 ～ 令和7年度 令和3年度 ～ 令和5年度	総事業費(交付金)	205,963千円 (102,981千円)
活性化計画目標	過去3年間の平均宿泊者数の約3分減及び日 帰り客数の約1割増の交流人口の増加及び、 地域産物の販売額の増加	事業活用活性化計画目標	交流人口の増加 31,000人(年平均) 地域産物販売額の増加 830千円(年平均) 新商品(土産物)の開発 4品

計画主体 確認の日付	令和3年 2月12日 令和4年 2月10日 令和5年 2月10日 令和6年 1月19日	農林水産省 確認の日付	令和3年3月 1日 令和4年4月 1日 重要 令和5年4月12日 重要 令和6年2月26日 重要
------------	--	-------------	---

#### 1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		当計画の目標は、地域資源を活用した取組や農林業が健全に展開された上において、入込客数及び交流人口並びに地域産物販売額の増加を目指すもので、基本方針の目標にも寄与するものであるから適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		観光案内及び地域農産物の販売、農産物を活用したレストラン、加工品開発、バリアフリー観光農園の整備など目標達成のため、妥当な事業構成としている。

	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか	○		宿泊者数及び日帰り客数を合わせた入込客数や交流人口の増加及び地域産物販売額の増加を図ろうとしていることから、整合が図れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか	○		ない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		2018年からの津市総合計画第2次基本計画において、農林業の振興及び交流人口の拡大を目指した地域資源を活用した観光振興を計画している。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		当該計画地域においては、榊原の地域振興を考える会を設置し、参画している地域住民が協議検討の上計画策定し、まとめる際は、全体会を開催して合意形成を図っている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		特に、田舎レストランの運営を中心にして、榊原の地域振興を考える会の中に女性中心の田舎レストラン検討会を設置し、協議検討を重ねており、十分女性の意見や提案を聞く機会を設けている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		津市、津市榊原温泉湯の瀬指定管理者、(株)OMIMO、榊原の地域振興を考える会及び一般社団法人榊原温泉振興協会を中心に役割分担などの体制が確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		榊原地域の玄関口に、榊原温泉日帰り入浴施設と併設し、地域の農産物を活用した田舎レストランや特産品、土産物販売施設及び農福連携のための福祉型滞在施設を整備するとともに、この施設周辺にバリアフリー観光農園及び地域の農地や自然を活用した交流促進施設を整備することにより、交流人口の増加と地域産物の販売額の増加を図り活性化を目指す。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		—

1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		計画期間は、原則望ましいとされている3～5年となるよう、計画期間5年、事業実施期間3年で計画している。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		営業許可等、必要な許認可は、許可を受けるための関係協議を行い、速やかに許可を受ける準備を行っている。 平成21年3月に津市が策定した「農村滞在型余暇活動機能整備計画」に定める整備地区の区域となっている。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		限度額102,981千円は、交付金要望額205,963千円×1/2である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		当該活性化区域には、市街地を形成している区域はない。 当該区域の面積は、2,585.7haで、農林地面積は2,190.6haと約84.7%を占め、農業従事者は、259人と地域の就業者数808人の約3割が農業従事者であり、現在は、林業経営者や従事者は皆無となったものの農業が中心の地域である。

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		今回新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づき構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		施設の設計は、設計コンサルタントへ委託し、各種法令や設計基準等に基づき、十分な安全性を確保するとともに、別途、技術コンサルタントへ設計管理や施工管理を委託し、検査体制も確保していく。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施	○		建築基準法等の法令に基づき設計する。また、出来る限り、地元産材を活用した木質化を図ることとしている。 なお、㉓のうち、各種体験案内所、㉔のうち、田舎レストラン

	設、㉓の教養文化・知識習得施設、㉔の地域資源活用起業支援施設及び㉕の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか			及び農産物等販売施設については、他の施設との複合施設であるため、鉄骨造となる。但し、内装については、出来る限りの木質化を図る。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—		—
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	○		事業費低減の観点から、簡易ビニルハウスについては、古材により事業費の削減を図るが、実施要領に定める基準を満たしている。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○		耐用年数は、都市農山漁村総合交流施設 1（総合案内所）鉄骨造 3～4mm 事務所用 30 年、地域連携販売力強化施設（田舎レストラン、販売所）鉄骨造 3～4mm 店舗用 27 年、農林漁業・農山漁村体験施設（バリアフリー観光農園）農業用構築物（簡易ビニルハウス）14 年（古材使用のため残存耐用年数 9 年）であり、全て耐用年数 5 年以上のものである。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○		算定基準に基づき、適切に算定している。
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○		2.83 である。

2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		<p>実施要領別表2における交付対象事業は「地域資源活用総合交流促進施設」及び「農林漁業・農山漁村体験施設」、事業メニューは「㉓都市農山漁村総合交流促進施設」、「㉔地域連携販売力強化施設」及び「㉗農林漁業・農山漁村体験施設」、要件類別は「農山漁村定住促進対策型」及び「農山漁村交流対策型」である。</p> <p>事業実施主体は、津市及び㈱OMIMOであり、いずれも定める条件を満たしており、五法指定地域である。</p>
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		<p>全ての事業が、津市及び㈱OMIMOが事業主体となり、目的を持って事業を実施するものであり、個人への交付及び目的外使用の恐れは全くない。</p>
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○		<p>毎年調査を実施している入込客数を基にした今後の増加目標を立てており、その目標達成に向けた施設利用計画としている</p>
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		<p>近隣地域に類似施設と思われる施設はない。</p>
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		<p>現状と理想を考慮し、平日と休日の利用対象者の想定を変えるなど、施設に応じた利用時期や利用形態等を検討している。</p>
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		<p>地域の現状に応じた規模であり、施設の立地も地域の玄関口に集中させ、利用者の利便性と施設の有機的な連携が可能である。</p>
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○		<p>榊原の地域振興を考える会の中に、ブランド化や広報宣伝、販売計画など、それぞれの事業部会を設置し、協議検討した上で計画している。</p>
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		<p>地域農業者や農産物を活用した加工品製造者には女性が多く、施設整備により女性の参画が見込まれる。また、施設運営にあたっては、女性の雇用を積極的に推進する。</p>

2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		基本設計の整備内容について、三重県の土木建築設計積算基準などにより、適正な積算を行っているが、令和3年度の実施設計の成果に基づき工事費は適切に積算している。また、(株)OMIMOが発注する事業は、専門の設計事業者が発注し、三重県の土木建築設計積算基準などにより、適切に積算されている。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		令和3年度の実施設計において、コストの低減と過大な設計とにならないよう、定期的に設計協議を行い実施する。また、(株)OMIMOが実施する事業については、新型コロナウイルス感染症や円安による物価高騰の中、実施設計において、コスト低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		汎用性の高いものは交付対象としていない。施設の備品は、備品台帳を作成し、定期的に点検を行い等、整備して管理する。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		地域の玄関口であり、利用者の利便性に優れている。また、周辺の農地の活用等、農業者の利便性も良く適正である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		津市の所有地については、計画の承認がされている。また、地元地権者の土地についても、境界確認が完了し、借用の了解を得ている。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		—
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			

	<p>実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか</p>	—		—
	<p>整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)</p>	○		全て、1,500㎡以内である。
	<p>施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)</p>	○		各種体験案内所123㎡×290千円=35,670千円、田舎レストラン・農産物等販売施設194㎡×290千円=56,260千円、バリアフリー観光農園520㎡×290千円=150,800千円≥22,000千円
2-15	<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか</p>			
	<p>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか</p>	○		榊原の地域振興を考える会の中で、田舎レストラン検討会及び物産販売所検討会を設置し、地域内連携のため協議を行ってきている。
	<p>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか</p>	○		榊原の地域振興を考える会の各事業部において、販売力強化及びブランド化のための協議を行ってきている。
	<p>1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか</p>	○		(株)OMIMOが生産性並びに販売力の向上を目指して農業法人化し観光と農業を融合した取組みを行う施設である。
	<p>6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか</p>	○		農産物の加工に係る6次産業化及び田舎レストランの運営への女性参画を促進する施設である。
2-16	<p>事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか</p>	○		津市が事業主体となる部分については、令和3年第2回定例会(6月)補正予算に計上した。また、(株)OMIMO実施分については、令和4年5月の同社総会において実施をし、資金調達計画及び償還計画についても、同社においてされていたが、物価高騰

				分の融資増額について金融機関の了承が得られず、実施主体の自己資金増額も難しいため、適正な事業規模へ縮小することとした。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		津市が事業主体となる施設については、DBO方式により、設計、施工、運営までを一体的に実施する事業として、プロポーザル方式により事業者を選考している。また、(株)OMIMO実施分については、一般競争入札により実施する予定である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		津市が事業主体となる施設については、DBO方式による事業として募集し、選定した事業者から提案のあった維持管理計画により適正に管理している。また、(株)OMIMO実施分については、策定した維持管理計画により適正に管理している。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		津市が事業主体となる施設については、選定した事業者から提案のあった収支計画により適正に運営している。また、(株)OMIMO実施分については、策定した資金調達計画及び収支計画により適正に運営する。経営診断については、施設整備完了後、運営状況も含め診断を受ける。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○		他の事業との合併施設等はない。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○		他の事業への重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		農山村の振興が目的であり、生産振興が主たる目的ではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		事業の目的からも、他の施策の対象施設でない。



2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土強靱化施策：津市国土強靱化地域計画に位置付けている。</li> <li>・ 福祉、教育、観光等と連携した地域活性化に向けた取組：地域において、既に子ども農山漁村交流プロジェクト及び「農」と福祉の連携プロジェクトに取り組んでおり、更に今回、農観連携プロジェクトにも取り組む。</li> <li>・ 地域別農業振興計画：三重県津地域（津市）に位置付けている。</li> </ul>
------	--	---	--	---

注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。